

福島県看護師勤務環境改善施設整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、看護職員の離職防止を図るため、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善のための施設整備を行う病院等の開設者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、次の(1)及び(2)の条件を満たす、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が行う看護師勤務環境改善施設整備事業（以下「事業」という。）に要する経費について、その開設者に対して交付するものとする。

ただし、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を除く。

- (1) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいること
- (2) 院内研修等独自に離職防止対策を実施していること

2 補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と第1欄に定める基準額を比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業の内容に関するもののうち、次に掲げるものを除く変更とする。

- (1) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (2) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 総事業費の20%を超える変更又は補助金の交付額の変更

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (4) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、看護師勤務環境改善施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、看護師勤務環境改善施設整備費補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、当該事業年度の12月末日現在における事業遂行状況を看護師勤務環境改善施設整備事業の実施状況報告書（第4号様

式)により毎年度1月10日までに行うものとする。

(完了報告)

第9条 全額概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに看護師勤務環境改善施設整備事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、看護師勤務環境改善施設整備事業実績報告書(第6号様式)により、事業完了の日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月5日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、事業が完了した場合は、看護師勤務環境改善施設整備費補助金交付請求書(第7号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、次により会計帳簿等を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(1) 補助事業者が市町村の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした看護師勤務環境改善施設整備費補助金調書(第8号様式)を作成するとともに、補助金の収支状況を記載した

会計帳簿その他の書類を整備しなければならない。

(2) 補助事業者が市町村以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年8月5日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月21日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行し、改正後の要綱の規定は平成27年度分の補助金から適用する。

別 表 (第2条関係)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
<p>(1)に掲げる基準面積に(2)に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(1) 基準面積 1 看護単位につき 5 0 m²</p> <p>(2) 単 価</p> <p>ア 鉄筋コンクリート 1 m²当たり 168, 000円</p> <p>イ ブロック 1 m²当たり 146, 700円</p> <p>ウ 木 造 1 m²当たり 168, 000円</p> <p>ナースコールを更新付設する場合は1 m²当たり114, 200円を加算する。</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (ナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等)</p>

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項について同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。